「ボイラー構造規格等の一部を改正する告示（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和７年 11 月７日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部安全課

ボイラー構造規格等の一部を改正する告示（案）について、令和７年７月 30 日（水）から同年８月 29 日（金）まで御意見を募集したところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	電子式の圧力計について、圧力計の目盛盤の最大指度は最高使用圧力の 1.5 倍以上３倍以下の圧力を示す指度とするという規定は、適用しないこととすべき。	電子圧力計であっても、仕様上の測定範囲（圧力レンジ）の最大値が大きい場合、低圧側の相対誤差が大きくなることから、計測精度を担保するため、最大指示値が最高使用圧力の 1.5 倍以上３倍以下であることを要件とします。
２	電子式の圧力計について、圧力計の目盛りには最高使用圧力を示す位置に見やすい表示をするという規定は、圧力表示部又はその周辺の見やすい位置に最高使用圧力の値を記載したシールを貼付すること等で表示することでよいこととすべき。	ご指摘の規定は、ボイラー構造規格等では定めておらず、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 28 条、第 65 条及び第 87 条で定めているものです。目もりのない電子圧力計における最高使用圧力の表示方法については、いただいたご意見も踏まえ、別途整理する予定です。
３	電子式の圧力計について、停電時にも有効に機能することという要件	停電時に圧力上昇しない構造の容器であっても、電源を喪失した場合に容器内の残存圧力を正しく把握する

	は、容器が停電時に圧力上昇しない構造であれば不要とすべき。	必要があるため、圧力計に対して停電の場合においても有効に機能することを要件とします。
4	適用までに少なくとも１年程度の期間を設けるか、または、改正前の規格を適用可能とする経過措置の明確化をすべき。	告示の適用の日において現に製造しているボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又は現に存するボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器の規格の一部については、なお従前の例によることを附則で定め、経過措置を明確に示します。

※上記のほか、１件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。